

重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針 新旧対照表

改正後	改正前
第2章 重要鉱物の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(4) (略) <u>(5) 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置</u> <u>経済産業大臣は、重要鉱物の供給に関わる事業者の事業の廃止等により、重要鉱物の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第9条の2の規定に基づき、当該事業の廃止等が重要鉱物の安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。</u> <u>また、経済産業大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第11条の2の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。</u> <u>安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めにあたっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。</u>	第2章 重要鉱物の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 第3節 施策に係る留意事項 (1)～(4) (略) <u>(新設)</u>

第3章 重要鉱物の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第5節 実施体制

(1)～(4) (略)

(5) 取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、または受けたおそれがある場合、速やかに経済産業省を通じて内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」という。）にサイバーインシデントの報告を行うこと。

第6章 重要鉱物の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものと

第3章 重要鉱物の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

第5節 実施体制

(1)～(4) (略)

(新設)

第6章 重要鉱物の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第3節 サイバーセキュリティの確保に向けた対応

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場、海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が、サプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、経済産業大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努

する。 具体的には、経済産業大臣は<u>認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。</u> <u>(1) 令和9年3月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」(以下「SCS 評価制度」という。)に基づく★4の取得</u> <u>(2) 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(以下「JC-STAR 制度」という。)に基づくラベルを取得した IoT 製品の使用 (ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについては★3を取得した製品の使用)</u> <u>(3) 調達先 に対する、SCS 評価制度の★3 又は★4 (調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断) の取得推奨</u> <u>(4) 調達先に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得した IoT 機器の使用推奨</u> <u>第7節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力</u> <u>永久磁石のサプライチェーンは、永久磁石等の供給を行う事業者、永久磁石の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、経済産業大臣、民間事業者等の関係者は、永久磁石等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るものとする。</u>	め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を<u>勧奨</u>するものとする。 具体的には、経済産業大臣は、<u>当該事業者の事業規模や事業内容の実情に配慮し、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」(経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構 (以下 「IPA」という。)) 又は「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」(IPA) 等 32 を活用させる等、必要に応じ、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティの確保を勧奨する等の対応を行うものとする。</u> <u>(新設)</u>
--	--

附 則（令和〇年〇月〇日改定）

- 1 この改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。
- 2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものに係る認定については、なお従前の例による。
- 3 この取組方針の適用の際、現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。